

広島県公安委員会公告第133号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和7年8月12日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 実施する講習

法第42条第2項に規定する機械警備業務管理者資格者証又は講習規則第12条に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書の交付を受けていない者に対して行う講習

2 講習の実施期日及び場所等

実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
令和7年11月12日（水）から 令和7年11月14日（金）までの 午前8時30分から午後6時まで	広島市中区千田町一丁目5番2号 一般社団法人広島県警備業協会 研修室	20人

注 なお、講習最終日に修了検査を行い、修了検査合格者には、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

3 提出する書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）1通

なお、申込み6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真を貼付すること。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込書の提出期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月3日（金）までの午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く。）まで。ただし、定員になり次第締め切る。

(2) 受講申込書の提出先

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

なお、郵送や代理人等による申込みは認めない。

(3) 受講申込書の入手方法

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

39,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、講習初日の受付の際に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 持参物

筆記用具、警備業関係法令集等（警備業関係法令集等は、講習会場において購入可能）

7 講習の委託

この講習は、一般社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問合せ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話（082）228-0110 内線3038、3039

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課